

文教大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）における学術研究が、法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者及び職員に求められる倫理に関する事項を定め、もって社会からの信頼の確保することを目的とする。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学で研究活動に従事する本学の専任教員及び研究員（準研究員を含む。）をいう。なお、大学院学生、学部学生、研究生（以下「学生等」という。）であっても研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとし、この規程の対象とする。

2 学生等が研究者として行動する場合は、必ず教員の指導下で行動しなければならない、かつ、その行動に指導に当たった教員は責任を持たなければならない。

(職員の定義)

第3条 この規程において、職員とは、本学で研究活動にかかる経費の執行及び管理に関わる本学の専任職員、契約職員をいう。

(研究者の基本的責務)

第4条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- (1) 研究者は、本学の建学の理念である人間愛に基づき、個人の尊厳と人権を尊重し、学術研究の発展のため、良心と信念に従い誠実な行動をしなければならない。
- (2) 研究者は、研究者としての能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。また、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を自覚し、研究計画立案にあたっては、その影響に配慮しなければならない。
- (3) 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- (4) 研究者は、法令及びこの規程を始めとする本学の関連規程のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等を遵守しなければならない。

(職員の基本的責務)

第5条 職員は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- (1) 職員は、業務の執行に当たり、本学の建学の理念である人間愛に基づき、良心と信念に従い誠実な行動をしなければならない。
- (2) 職員は、法令及びこの規程を始めとする本学の関連規程のほか、国が定める規範等を遵守しなければならない。

(説明責任)

第6条 研究者は、協力者の個人情報やデータを収集しようとするときには、当該研究に協力する者（以下「協力者」という。）に対して、その研究目的をはじめとする研究計画を分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、協力者に対し、実験及び調査等の途中いつでも実験及び調査等への協力を離脱することができることを予め説明しなければならない。

3 前2項に関わらず、研究者は、研究目的を協力者に事前に告げることが研究の遂行に支障がある場合は、実験及び調査等への協力終了後に協力者に対しその説明を行わなければならない。

4 研究者及び職員は、経費の執行に関し説明責任を有するものとする。
(協力者の同意の確保及び方法)

第7条 研究者は、協力者から個人情報及びデータを得ようとするときには、予め協力者から研究への協力の同意を得なければならない。

2 研究者は、協力者に同意する能力がないと判断した場合は、その保護者等の本人に代わる者から同意を得なければならない。

3 研究者は、前2項の同意について、原則として文書で確認しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、無記名式の調査票等により匿名化して個人情報及びデータを収集する場合は、回答を持って同意したものとみなすことができる。

5 研究者は、協力者から個人情報及びデータを収集する場合、協力者の心身の負担を最小限に抑える手段及び方法によらなければならない。

6 研究者は、協力者が研究への協力を途中で離脱することを申し出たとき又は個人情報及びデータの収集後に同意を撤回したとき並びに第4条第3項に基づいた協力終了後の説明時に同意を得られなかったときは、収集した個人情報及びデータを全て廃棄しなければならない。

7 前項において、申し出のあった個人情報及びデータを特定できない場合はこの限りではない。

(情報及びデータの利用及び管理)

第8条 研究者は、収集した情報及びデータを必要な期間保存するとともに、その消失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、当該研究活動の経過を記録し、適正に保管しなければならない。

3 研究者は、情報及びデータの保存について法令等で定められた期間がある場合には、それに従うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

2 研究者は、実験及び調査等の研究によって得られた協力者の個人情報及びデータの匿名性を保証しなければならない。

(機器、薬品及び材料等の安全管理)

第10条 研究者は、実験において機器、材料及び薬品等を用いるときは、取扱要領、関係規程を遵守し、安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、実験における使用済みの材料及び薬品等について、責任を持って最終処理を行わなければならない。

(利益相反)

第11条 研究者は、産官学連携による研究活動の際には、利益相反の発生に十分留意しなければならない。

(第三者への委託)

第 1 2 条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

(研究成果の公表)

第 1 3 条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の公表にあたり、ねつ造、改ざん及び盗用等の不正行為をしてはならない。

3 研究者は、研究成果の公表にあたり、不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を招く表現等を行ってはならない。

(研究データの保存)

第 1 4 条 研究者は、研究成果の第三者による検証に対応するため、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料を一定期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。

2 保存期間は、その分野の研究に一般的に求められる期間とするが、論文発表後 5 年を目途とし、必要に応じ本学の学部、研究科ごとに別に定める。

(研究費の適切な管理)

第 1 5 条 研究者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金によって支えられていることに鑑み、適切かつ効率的に研究費を使用しなければならない。

2 研究者及び職員は、本学の規程に従って研究費の管理を行わなければならない。

3 研究者及び職員は、研究費が国費又は外部資金により賄われている場合は、本学の規程に加え、資金を提供した機関の定める手続きに従い研究費を管理しなければならない。

(不正行為への対応)

第 1 6 条 研究者及び職員は、研究活動に関わって不正行為を発見した場合は、その是正に努めなければならない。不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

(他者の業績評価)

第 1 7 条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要綱等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用又は漏えいしてはならない。

(謝礼)

第 1 8 条 研究者は、協力者に対し謝礼として金品を提供する場合は、その金額は社会通念上、妥当な範囲とし、支払い等については適正に管理しなければならない。

(独自の研究倫理基準)

第 1 9 条 本学の学部、研究科は、独自の研究倫理基準（以下「独自基準」とする。）を制定することができる。

2 独自基準を制定した学部、研究科に所属する研究者は、この規程と独自基準の両方を遵守しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第20条 本学の学部、研究科に、必要に応じて、人を対象とする実験・調査を伴う研究計画を審査する研究倫理審査委員会を設置する。

- 2 研究倫理審査委員会は、複数の学部、研究科が合同で設置することができる。
- 3 研究倫理審査委員会の設置及び運営については、設置母体の学部、研究科の教授会が規程により定めるものとする。
- 4 研究倫理審査委員会に関する事項のうち、全学で統一すべき事項については、別に定める。

(本学の責務)

第21条 本学は、学部ごとに研究倫理教育責任者を置き、学部長をこれに充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、以下の事項について実施するものとする。

ア 研究倫理教育責任者の所属する組織の教員に対して、研究倫理教育を定期的に行うこと。

イ 研究倫理教育責任者の所属する組織の学生に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専門分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること

- 3 本学は、研究者の研究倫理の向上、研究者及び職員の経費の運営・管理の不正防止のため、必要な啓発活動及び倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。
- 4 本学は、この規程で定める研究倫理に反する不正行為が発見された場合、必要な措置を講じるものとする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 文教大学及び文教大学女子短期大学部における研究活動上の行動規範は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。